

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規程第18号

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員給与規程（16 経教規程第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表給与の種類の中「管理職員特別勤務手当」の次に「入試手当」及び「学位論文審査手当」を加える。

第33条を次のように改める。

（超過勤務手当）

第33条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間（次条の規定により休日給が支給される日及び第36条の規定により休日勤務特別手当が支給される日に勤務する時間を除く。）に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合（その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

一 所定の労働時間が割り振られた日における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

第34条中「（その勤務が）」の次に「労働時間等規程第13条の規定による」を加える。

第37条の次に次の2条を加える。

（入試手当）

第37条の2 入試手当は、本学が実施する入学試験に関する業務に従事した職員に支給する

2 入試手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(学位論文審査手当)

第37条の3 学位論文審査手当は、次の表に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、審査する論文一件につき、同表に定める額とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

支給対象者	手当額
国立大学法人東京農工大学学位規程第10条第2項、第11条第2項及び国立大学法人岐阜大学学位規則第9条第2項に規定にする審査委員(審査手数料を納付するものに限る。)	主査：12,000円 審査委員：5,000円

別表第8中

「

F Sセンターフィールドミュージアム 唐沢山	栃木県安蘇郡田沼町大字栃本字栃本山1
F Sセンターフィールドミュージアム 秩父	埼玉県秩父郡大滝村大字大滝字櫛平1840 - 2

」を

「

F Sセンターフィールドミュージアム 唐沢山	栃木県佐野市栃本町1
F Sセンターフィールドミュージアム 秩父	埼玉県秩父市大滝浜平丸ク口6093

」に改める。

附 則(17経教 規程第18号)

この規程は、平成17年3月28日から施行し、改正後の国立大学法人東京農工大学職員給与規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。